

# BOKOMI サポーター制度実施要綱

平成 27 年 3 月 16 日 消防長決定

平成 29 年 4 月 27 日 一部改正

令和元年 11 月 30 日 一部改正

令和 3 年 1 月 28 日 一部改正

## (目 的)

第 1 条 この制度は、防災福祉コミュニティ（以下、「防コミ」という。）の防災活動を支援するために必要な知識、経験、技能を有している学生、ボランティア、NPO 団体等を BOKOMI サポーター（以下、「サポーター」という。）として神戸市に登録し、防コミとサポーターが連携することにより、防コミ活動の更なる活性化を目指すことを目的とする。

## (サポーターの登録要件)

第 2 条 サポーターは、本市に在住、在勤または在学し、地域防災活動への貢献を目的とする個人、または団体とする。ただし、市外の個人、または団体であっても、過去に市内で市民を対象とした防災に関する活動実績があるなど、消防長が適当と認める場合は登録の対象とする。

2 前項に規定するものは、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1) 自助、共助の理念に基づく知識を有している。

(2) 防災に関する活動の経験がある。

(3) 非常時に役立つ知識、技能を有している。

3 前項の規定にかかわらず、公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるときは、登録の対象としない。

## (申 請)

第 3 条 サポーターとして登録を申請しようとする個人、または団体（以下「申請者」という。）は、BOKOMI サポーター登録（更新）申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）に必要書類を添えて消防長に提出するものとする。

## (登録の可否の通知)

第 4 条 消防長は、前条に規定する申請に対する結果を、BOKOMI サポーター登録結果通知書（様式第 2 号）（以下、「結果通知書」という。）により、申請者あて通知する。

2 消防長は、前項の規定により登録の認定をしたサポーターに対し、BOKOMI サポーター登録証（様式第 3 号）（以下、「登録証」という。）を交付する。

## (個人情報等の保護)

第 5 条 サポーターの個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例に従い、取り扱うものとする。

## (活 動)

第 6 条 サポーターは、それぞれが有する知識、技能、経験を活かし防コミの活動を支援するよう努める。

2 サポーターは、防コミ活動を支援する際、次の各号に掲げる行為は禁止する。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とする行為

(支 援)

第7条 消防長は、サポーターの活動支援のため次のことを行う。

- (1) 第6条第1項にかかる派遣調整
- (2) その他消防長が必要と認める事項

(登録の期限及び更新)

第8条 サポーターの登録期限は登録(更新)日から翌年度末とし、更新を希望するサポーターは、申請書にサポーターとしての活動の実績がわかる書類を添えて消防長に提出するものとする。

- 2 消防長は、登録の更新の可否の通知について、登録結果通知書により、申請者あて通知する。
- 3 消防長は、前項の規定により登録の認定をしたサポーターに対し、登録証を交付する。

(登録の解除)

第9条 サポーターは、自らの意思により、登録を解除することができる。

- 2 前項の規定により登録の解除をする場合は、BOKOMI サポーター登録解除申出書(様式第4号)(以下「登録解除申出書」という。)に、登録証を添えて申し出なければならない。
- 3 登録解除申出書の提出をもって、登録は抹消されるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項の規定によらず、直ちに登録を解除する。
  - (1) 第2条第1項に該当しなくなったとき。
  - (2) 第2条第3項に該当する場合。
  - (3) 第6条第2項各号に掲げる行為を行ったと認められるとき。
  - (4) その他、消防長が、サポーターとして適当でないと認めたとき。

(その他)

第10条 防コミとサポーターの間にトラブルが起きた場合は、原則防コミとサポーターの責任において対応する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

## BOKOMI サポーター登録（更新）申請書

神戸市消防長 宛

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

BOKOMI サポーターへの登録を希望するため、次のとおり申請します。

(ふりがな)				
*団体名称 代表者名	( *団体名称 )			
	(代表者名) <span style="float: right; font-size: small;">※個人で登録される方は個人名をご記入下さい。</span>			
*住 所	〒 _____			
問い合わせ先	TEL ( _____ ) _____	FAX ( _____ ) _____		
	Eメール _____ <b>【担当者】</b> _____			
*対応できる 地域	市内全域 ・各区别 (東灘区 灘区 中央区 兵庫区 北区 長田区 須磨区 垂水区 西区) <span style="font-size: small;">※対応可能地域に○印をご記入ください。</span>			
*活動 (内容・経費)	内容	所要時間	対象・定員	経費
	①			
	②			
	③			

(例) 活動経費は無料。ただし交通費として〇〇〇円いただきます。

※記入欄が足りない場合は、任意の様式を別添資料としてご提出ください。

----- 以下は記載しないでください。 -----

登録年月日	年            月            日
*登録証番号	No. _____

- ※ 1 申請書の記載事項は、BOKOMI サポーター制度事務以外の目的には使用しません。
- ※ 2 個人情報については、神戸市個人情報保護条例に従い、取り扱います。
- ※ 3 サポーター活動の要請及び各種お問い合わせにつきましては、上記問い合わせ先にご連絡させていただきます。
- ※ 4 \*印の項目については、防災福祉コミュニティへ公表するとともにホームページや広報物に公表する予定です。
- ※ 5 団体の場合は、規約等の写しも添付してください。
- ※ 6 太線枠内は、記入しないでください。
- ※ 7 更新の場合は、任意の様式で活動の実績（実施日、支援した団体）がわかるものを添付してください。

様

神戸市消防長

## BOKOMI サポーター登録（更新）結果通知書

年 月 日付で申請のあった BOKOMI サポーターの登録について、BOKOMI サポーター制度実施要綱第4条1項に基づき、次のとおり通知します。

登録（更新）結果 (結果に○印をつけています。)	1 BOKOMI サポーターとして、条件を付して登録（更新）します。 2 次の理由により、BOKOMI サポーターに登録（更新）しません。 【理由】
登録（更新）の条件	1 活動内容は とする。 2 BOKOMI サポーター制度実施要綱を遵守すること。

※支援活動の際のケガ等に備えて、各自でボランティア保険に加入する等の対応を推奨します。

様

神戸市消防長

# BOKOMI サポーター登録証



BOKOMI サポーター制度実施要綱に基づく BOKOMI サポーターとして登録していることを証明します。

登録年月日 年 月 日

登録期限 年 月 日

登録証番号 第 号

## BOKOMI サポーター登録解除申出書

神戸市消防長 宛

申出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ふりがな	
団体名称	(団体名称)
代表者名	(代表者名) <span style="float: right; font-size: small;">※個人で登録されている方は個人名をご記入下さい。</span>
住 所	〒 _____
問い合わせ先	Tel ( _____ ) _____ - _____ FAX ( _____ ) _____ - _____ Eメール _____ <b>【担当者】</b> _____
登録年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
登録番号	No. _____
解除の理由	<p>(いずれかに○を付けてください。)</p> <p>1 神戸市在住でなくなった。</p> <p>2 神戸市在勤または在学でなくなった。</p> <p>3 その他</p> <p style="font-size: small;">※具体的に記入してください。</p>

※1 解除の理由が発生後、速やかに提出してください。

※2 本申出書に、登録証を添えて提出してください。

※3 本申出書を受け付けた時点をもって、登録を解除したものとします。